

【令和7年度】地域障害児支援体制中核拠点における業務内容報告書(4カ所)

法人名	東遠学園組合	東遠学園組合	東遠学園組合	東遠学園組合
事業所名	こども発達センターめばえ	こども発達センターみなみめばえ	こども発達センターきためばえ	こども発達センターひがしめばえ
適応加算種別	中核機能強化加算Ⅱ	中核機能強化加算Ⅱ	中核機能強化加算Ⅱ	中核機能強化加算Ⅱ

1 基本要件

項番	項目	取組状況(R7年度)	こども発達センターめばえ	こども発達センターみなみめばえ	こども発達センターきためばえ	こども発達センターひがしめばえ
1	〇市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保について		①県中西部発達障害者支援センター連絡協議会 ②東遠地域自立支援協議会 A: 定例協議会出席, B: 重心部会 ③中東遠圏域自立支援協議会 A: 全体会, B: 重心部会 ④就園支援委員会(掛川市・菊川市・御前崎市・森町) ⑤就学支援委員会(掛川市) ⑥掛川市子ども子育て会議 ⑦掛川市乳幼児遇検討会 ⑧掛川市発達相談者会(代表者会)	①県中西部発達障害者支援センター連絡協議会 ②東遠地域自立支援協議会 A: 定例協議会出席, B: 重心部会 ③中東遠圏域自立支援協議会 A: 全体会, B: 重心部会 ④就園支援委員会(掛川市・菊川市・御前崎市・森町) ⑤就学支援委員会(菊川市・御前崎市) ⑥御前崎市子ども子育て会議 ⑦御前崎市地域福祉推進委員会	①県中西部発達障害者支援センター連絡協議会 ②東遠地域自立支援協議会 A: 定例協議会出席, B: 重心部会 ③中東遠圏域自立支援協議会 A: 全体会, B: 重心部会 ④就園支援委員会(掛川市・菊川市・御前崎市・森町) ⑤就学支援委員会(森町)	①県中西部発達障害者支援センター連絡協議会 ②東遠地域自立支援協議会 A: 定例協議会出席, B: 重心部会 ③中東遠圏域自立支援協議会 A: 全体会, B: 重心部会 ④就園支援委員会(掛川市・菊川市・御前崎市・森町) ⑤就学支援委員会(菊川市) ⑥菊川市子ども子育て会議
2	〇幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保について		・乳幼児期から学齢期までの幅広い発達段階及び発達障害、知的障害、肢体不自由等の多様な障害特性に応じた支援を行うため、保育士、児童指導員、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士等の多職種によるチーム体制を構築している。 ・保護者とのアセスメントを行い、個別支援計画の作成、見直しにあたっては、多職種での協議をし専門的視点に基づく発達支援及び家族支援を提供している。 ・従業員に対して発達支援や家族支援に関する研修機会を確保し、専門性の維持・向上に努めている。	・乳幼児期から学齢期までの幅広い発達段階及び発達障害、知的障害、肢体不自由等の多様な障害特性に応じた支援を行うため、保育士、児童指導員、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士等の多職種によるチーム体制を構築している。 ・保護者とのアセスメントを行い、個別支援計画の作成、見直しにあたっては、多職種での協議をし専門的視点に基づく発達支援及び家族支援を提供している。 ・従業員に対して発達支援や家族支援に関する研修機会を確保し、専門性の維持・向上に努めている。	・乳幼児期から学齢期までの幅広い発達段階及び発達障害、知的障害、肢体不自由等の多様な障害特性に応じた支援を行うため、保育士、児童指導員、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士等の多職種によるチーム体制を構築している。 ・保護者とのアセスメントを行い、個別支援計画の作成、見直しにあたっては、多職種での協議をし専門的視点に基づく発達支援及び家族支援を提供している。 ・従業員に対して発達支援や家族支援に関する研修機会を確保し、専門性の維持・向上に努めている。	・乳幼児期から学齢期までの幅広い発達段階及び発達障害、知的障害、肢体不自由等の多様な障害特性に応じた支援を行うため、保育士、児童指導員、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士等の多職種によるチーム体制を構築している。 ・保護者とのアセスメントを行い、個別支援計画の作成、見直しにあたっては、多職種での協議をし専門的視点に基づく発達支援及び家族支援を提供している。 ・従業員に対して発達支援や家族支援に関する研修機会を確保し、専門性の維持・向上に努めている。
3	I 地域の障害児通所支援事業等との連携体制・早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能と体制の確保について		(1)児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所学習会(2回) (2)療育講演会(地域園・保健師・行政・児童発達支援事業所) (3)事例検討会(地域園・行政・児童発達支援事業所) (4)発達相談員会議(行政・児童発達支援事業所)	(1)児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所学習会(2回) (2)療育講演会(地域園・保健師・行政・児童発達支援事業所) (3)事例検討会(地域園・行政・児童発達支援事業所) (4)発達相談員会議(行政・児童発達支援事業所)	(1)児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所学習会(2回) (2)療育講演会(地域園・保健師・行政・児童発達支援事業所) (3)事例検討会(地域園・行政・児童発達支援事業所) (4)発達相談員会議(行政・児童発達支援事業所)	(1)児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所学習会(2回) (2)療育講演会(地域園・保健師・行政・児童発達支援事業所) (3)事例検討会(地域園・行政・児童発達支援事業所) (4)発達相談員会議(行政・児童発達支援事業所)
	II インクルージョン推進のための体制		・保育所等訪問支援による他機関連携 ・掛川市在園発達支援児保育指導委員会 ・巡回支援専門員整備事業(施設支援)	・保育所等訪問支援による他機関連携 ・掛川市在園発達支援児保育指導委員会 ・巡回支援専門員整備事業(施設支援)	・保育所等訪問支援による他機関連携 ・掛川市在園発達支援児保育指導委員会 ・巡回支援専門員整備事業(施設支援)	・巡回支援専門員整備事業(施設支援)
	III 早期の相談支援を行うための体制		・地域住民や関係機関・児相談からの電話相談及び連携 ・乳幼児健診後の発達に気がかりのあることもと保護者の発達相談及び一次療育教室の連携・参加、保護者への専門的支援	・地域住民や関係機関・児相談からの電話相談及び連携 ・乳幼児健診後の発達に気がかりのあることもと保護者の発達相談及び一次療育教室の連携・参加、保護者への専門的支援	・地域住民や関係機関・児相談からの電話相談及び連携 ・乳幼児健診後の発達に気がかりのあることもと保護者の発達相談及び一次療育教室の連携・参加、保護者への専門的支援	・地域住民や関係機関・児相談からの電話相談及び連携 ・放課後デイサービスのこども・保護者の相談及び専門的支援
4	〇地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組状況の公表		・本書により公表 ・1年間の事業運営を1冊の実践報告集にまとめ配布する	・本書により公表 ・1年間の事業運営を1冊の実践報告集にまとめ配布する	・本書により公表 ・1年間の事業運営を1冊の実践報告集にまとめ配布する	・本書により公表 ・1年間の事業運営を1冊の実践報告集にまとめ配布する
5	〇従業員に対する年間の研修計画を作成及び当該計画に基づき研修の実施(年に1回以上)		全従業員を対象とした研修計画を策定しており、事業実施計画書に基づき実施した。	全従業員を対象とした研修計画を策定しており、事業実施計画書に基づき実施した。	全従業員を対象とした研修計画を策定しており、事業実施計画書に基づき実施した。	全従業員を対象とした研修計画を策定しており、事業実施計画書に基づき実施した。

2. 市町評価 (第3者評価等、外部の評価機関による外部評価)

評価内容	該当に ○	第3者評価者(掛川市)	該当に ○	第3者評価者(御前崎市)	該当に ○	第3者評価者(森町)	該当に ○	第3者評価者(菊川市)
報告の通り中核拠点機能に求められる役割を理解し、中核拠点登録適合チェックリストの5項目を満たしている	○	中核拠点機能に求められる役割を理解し、中核拠点登録適合チェックリストの5項目を踏まえ、適切に業務運営できていると評価します。	○	中核拠点機能に求められる役割を理解し、中核拠点登録適合チェックリストの5項目を踏まえ、適切に業務運営できていると評価します。	○	中核拠点機能に求められる役割を理解し、中核拠点登録適合チェックリストの5項目を踏まえ、適切に業務運営できていると評価します。	○	中核拠点機能に求められる役割を理解し、中核拠点登録適合チェックリストの5項目を踏まえ、適切に業務運営できていると評価します。
報告の通り中核拠点機能に求められる役割を理解しているが、中核拠点登録適合チェックリストの5項目は不十分である。								
中核拠点登録適合チェックリストの5項目の報告があったが、適切に行えていると評価することは難しい。								
		令和8年3月31日		令和8年3月31日		令和8年3月31日		令和8年3月31日